

令和2年8月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和2年8月20日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	山 崎 亨
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 橋 直 人
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 4名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第1 議案第39号から日程第3 議案第41号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、日程第4 議案第42号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

7月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告をご覧ください。

市議会関係につきましては、8月4日に臨時議会が開催されました。GIGAスクール等についての補正議案のご審議をいただき、議決をいただいたところでございます。

次に、8月6日、教育委員会臨時会を開かせていただきました。今回は、教科書採択のために開催し、決定したところであります。

記載にはございませんけれども、新型コロナウイルス感染症に関わる学校の状況ですけれども、7月定例会以降に3つの学校で陽性患者が発生しているところでございます。ただ、8月11日から夏季休業のため、学校の臨時休校は行いませんでした。詳しくは、後ほど本日の報告事項でさせていただきます。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(学校教育部長)

それでは、報告事項1『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応

について』、報告させていただきます。

資料をご覧ください。

1、夏季休業前、これは8月5日以前について報告いたします。

7月17日に、最初の陽性者が確認されました。これに伴い、当該小学校を7月20日まで臨時休校としたところです。その後、濃厚接触者から陽性者、10代男性が確認され、当該中学校を7月26日まで臨時休校いたしました。そして、それに伴って小学校の臨時休校も7月26日まで延長いたしました。

続きまして、2、夏季休業中、これは8月6日から17日まででございますが、この期間には、先ほど教育長からもありましたとおり、この期間中に陽性者が3校で3名、内訳は10歳未満の女兒が2名、そして、10代の女性1名ということでございます。いずれの場合も、校内に濃厚接触者は確認されず、この夏季休業後に臨時休校を行うといったような措置の必要もございませんでした。

続きまして、3、夏季休業後始業日以降、これは8月18日以降についてでございますが、まず、始業日の前日の8月17日付で、教育委員会は各学校に対して、児童生徒等の健康管理についての通知を行いました。また、同じ日付で、教育委員会と学校長の連名により、保護者宛てに次の内容のお願い等をメール配信いたしております。

その概要ですが、まず、ご家庭では毎朝の検温記録をしっかりといただき、もし、体調不良がある場合は登校せず、医療機関へ相談していただきたい。

また、家庭でマスクの着用と手洗いの励行及び暑いときにはマスクを外すよう指導していただきたいこと。

3つ目は、これは学校の体制の報告ですが、始業日までに消毒は済ませております。そして、感染予防と熱中症対策を徹底してまいりますということを伝えております。

そして、最後のお願いは、やむなく感染症を発生された方を責めることなく、誹謗中傷等を厳に慎み、SNS等の利用についても、格別の配慮をお願いしたところでございます。

現時点においては、横須賀市内の学校内でのクラスターの発生はございません。

各学校においては、各家庭で検温していただくことにプラスして、登校後、学校でも検温を行い、手洗い、マスクの着用、室内の換気、校内の消毒等の実施により、感染予防に細心の注意を払っております。

また、熱中症予防の観点から、登下校含めまして水分を補給することや、暑いとき、息苦しいと感じたときには、マスクを外すよう指導をしているところでございます。

以上、報告を終わります。

(元木委員)

夏季休業以前のところで、学校を休まざるを得なかった児童さんや生徒さんへの学習支援について、詳しく教えていただければと思います。

(学校教育部長)

夏季休業以前の部分では、濃厚接触者と確認された児童生徒がおりまして、その方々については、2週間の自宅待機、健康観察が保健所のほうから指示されておりました。その間の学習補償については、各学校に教育委員会の指導主事を派遣し、電話連絡を取って行うことや、また、中学校においては、授業をタブレット端末で録画して、それをちょっと時間は遅れるんですけども、家庭にお届けして授業を見てもらうと、そういった取組を指導主事が中心となって進めていったということがございます。

また、学校のほうは、適宜、授業に即した学習プリント等を作成し、課題としてお届けしたといったことがございます。

(澤田委員)

先生方の体調管理も非常に大事だと思うのですが、先生方はどのような体制になっているか教えてください。

(学校教育部長)

先ほど報告しました8月17日付の教育委員会から学校への健康管理についての通知の中に、児童生徒だけでなく教職員の健康管理についても、学校長にお願いしたところですが、先生方の発症も、大変大きな影響を及ぼしますので、先生方について、少しでも熱があったり、体調不良といったところがあれば、すぐに学校には出勤せず、医療機関に行くといったようなことをお願いしております。

(荒川委員)

保護者宛てにメールで配信したという、その18日以降のことなんですけれども、これは、家庭に紙のお手紙等で配付したのでしょうか。といいますのは、やはりこの部分は、子どもたちが自分で管理する、例えばマスクのことですか、あと、4つ目の誹謗中傷しないということなど、こういうことは、子どもたちにも徹底したいと思うんですね。紙で配ったときに、担任が改めて、またそこで児童生徒に注意もできると思いますので、紙でも配ったのかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(学校教育部長)

今、ご指摘の部分ですが、17日の配信におきましては、18日からもう学校が始まるということで、時間がなかったということをごまかしてしまいましては申し訳ないんですけれども、そういったところがありましたので、各学校長にはメールの本文に、我々が作ったこの要点の文章を打ち込んでいただいて、そのまま配信していただいているといったところがございます。

その後、紙で改めて出してほしいといったような、そういった指示や通知等はしておりませんので、学校は紙では出していないのではないかなといったところがございます。

(荒川委員)

やはり大事なことです。紙で、それから、児童生徒にもう一度担任からも、話していただけたらありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(学校教育部長)

改めまして、荒川委員からのご指摘を踏まえ、取り組めるべきことを検討いたしまして、取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

## 報告事項(2)『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

(生涯学習課長)

それでは、報告事項2『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』、ご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき、令和2年9月定例議会教育福祉常任委員会において、法定報告事項として報告する予定です。

生涯学習センターは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月22日から講座やイベントを中止しております。また、3月4日から図書室を休室としましたが、予約本貸出し、返却は継続して行いました。4月4日から休館として、有料施設の貸出しを中止いたしました。その間、感染が拡大していく中、2月末から3月にかけて、利用者からキャンセルが多くありました。このため、事業を当初の計画どおり進めることができず、経営状況に影響がありました。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料の1ページをお開きください。

1ページから2ページには、令和元年度事業の概要等を記載してあります。

3ページから32ページにかけては、令和元年度の事業実績を記載してございます。

事業実績をご説明する前に、恐れ入りますが、38ページの会計別事業体系図をご覧ください。

これは、生涯学習財団の5つの事業の体系を3つの公益目的事業と2つの収益目的事業に体系別にお示した図です。公益目的事業会計は、①から③の3つの区分で合計9つの事業を行っており、収益目的事業は、④と⑤の区分で各1事業合計2事業を行っています。

それでは、3ページにお戻りください。

個々の事業をご説明いたします。

公益目的事業、I文化活動及び生涯学習活動の支援事業です。1の文化生涯学習活動支援事業は、文化生涯学習活動の振興を図るため、事業助成、後援名義の承認などを実施いたしました。

4ページをお開きください。

2の文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業は、「Y o k o s u k a まなび情報」の収集や提供など、6ページにかけて記載の事業を実施いたしました。

3の学習成果の地域活用事業は、市民が学習で得た知識や技術を地域での活動に生かすことを支援する事業です。11ページにかけて記載のABCプランや、地域活動サポーター養成講座などを実施いたしました。

12ページをお開きください。

II文化活動及び生涯学習活動の普及の事業です。1の受託文化事業は、本市文化振興課が財団に委託した市民文化祭、組曲「横須賀」演奏会などの記載の事業を実施いたしました。

14ページをお開きください。

2の受託教育事業は、教育指導課が委託した「小学生プログラミング体験教室」を実施いたしました。

3の横須賀市市民大学事業は、15ページから22ページに記載の市民ニーズや様々な課題に対応した市民大学講座を開設いたしました。受講者のアンケート結果も一部記載しております。

このほか、22ページから26ページに記載の4のその他の普及事業では、子どもやシニアを対象とした講座、市共催事業などを実施いたしました。

27ページをご覧ください。

III文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営に係る事業です。1の横須賀市生涯学習センターの管理運営事業は、多くの市民が講座などに参加できるよう施設の効率的な管理運営を行いました。令和元年度は4,983件、8万8,646人が有料施設をご利用になりました。

28ページをご覧ください。

2の調査研究事業は、生涯学習センターの効率的運営や今後の円滑な事業推

進のため、30ページにかけて記載の研修参加や他機関との連携事業などを行いました。

31ページをご覧ください。

収益（公益目的推進）事業です。ⅣとⅤの2事業を記載しております。有料施設の貸出し、利用していただく事業と書籍などの販売の2事業をおこないました。

34ページをお開きください。

経営状況についてご説明いたします。

これは、公益法人会計基準に基づき、収益、費用と資産から負債を差し引いた正味財産により、財産の増減などを示す損益方式によって記載しております。この貸借対照表は、年度末における資産、負債と正味財産によって資産の状況を示す表です。

34ページの表の下から2つ目に記載された正味財産合計をご覧ください。当年度は4億9,080万4,004円で、前年度から486万4,055円の減となっております。

35ページの貸借対照表の内訳表は、貸借対照表を会計別に示した表になります。

36ページをご覧ください。

正味財産増減計算書は、収益と費用によって正味財産の増減の内訳を示した表です。

37ページの中ほど、2、経常外増減額の部、1行上の当期経常増減額の欄をご覧ください。一般正味財産の収益から費用を引いた当期経常増減額は、マイナス486万4,055円でした。

2、経常外増減の部は、臨時的な収益または費用、過年度の修正分などを計上するものです。当年度は、経常外収益及び経常外費用はございません。

以上により、経常増減と経常外増減を合わせた当期一般正味財産増減額は、マイナス486万4,055円となりました。指定正味財産に増減はございません。令和元年度の正味財産期末残高は、37ページの一番下の欄に記載のとおり、4億9,080万4,004円となっております。

別添で右上に参考と示した1枚の紙をご覧ください。

外郭団体の経営状況確認シートになります。過去5年間の収益の状況や基本財産の推移をお示ししてありますので、ご確認ください。

お戻りいただきまして、40ページから43ページは、事業会計と事業ごとの収益と費用の内訳を示した正味財産増減計算書内訳表です。

44ページから47ページには、公益法人会計基準の運用指針に基づいて、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録を記載しております。

48ページは、会計及び業務の監査報告書になります。

以上が、令和元年度の経営状況報告となります。

続きまして、令和2年度の事業計画及び予算書をご説明いたします。

49ページをご覧ください。

令和2年度の基本方針は、生涯学習センターの指定管理者として提案した項目の実現と、横須賀市教育振興基本計画の達成に向け、適切な対応が取れるように取り組むことです。

事業の概要につきましては、49ページから61ページにかけて記載のとおりです。

62ページから69ページに、収支予算書などを記載してございます。

経常収益は1億3,244万9,000円、経常費用は1億3,702万1,000円を見込んでおります。

以上で、公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況についてのご説明を終わります。

(川邊委員)

市民大学事業、結構いろんな種類の講座があるようなんですけれども、これらの講座は、財団としての発案なのか、あるいは、持込み企画みたいなものもあるんでしょうか。

(生涯学習課長)

指定管理事業となっておりまして、指定管理に出す際、私どもがお願いするときに分野別に項目立てをしております。その項目立ての中で、財団の発案によるものが、こちらの各講座になります。

持込みの事業については、そう多くはないとは思いますが、ないとも言えないと思います。

(川邊委員)

先ほどちょっと、触れられていたんですけれども、コロナでもって、いろいろな講座が中止になっていることですが、それが経営に関して何か問題が出てくることはないんでしょうか。

(生涯学習課長)

大きく2つございます。1つは、今お話のありました市民大学の講座が、全部で12講座28回中止となっております。その分の収益の減ということと、あと、貸し館自体は閉館はしていませんでしたが、利用者の方が自粛されたということで、3月の利用率につきましては、3分の1ぐらいの利用率になっておりますの

で、その分の収益の減が見込まれております。

指定管理事業の新型コロナに関する損失につきましては、横須賀市と補填について調整を行っています。現在は、まだ補填の額は明確には決まっておりません。

(澤田委員)

コロナ禍の事業計画の工夫というのは、非常に大事だと思っています。これまでどおり、みんなが対面で集えれば一番いいのですが、今、それがかなわないという中で、今後どう事業を計画していくかが大事だと思います。

例えば、オンライン、オンデマンド等を実施していくということもあろうかと思いますが、まずは、そのノウハウを知らないということもあるのではないかと思います。ですから、そういうノウハウを伝えることも、必要ではないかと思いました。

(生涯学習課長)

アドバイスいただいたとおり、財団ともどういうふうに市民大学を開催していくかというところをよく検討していきたいと思っています。

また、私どもだけではなくて、いろんな部署からアイデアをいただきまして、良い方法を模索していきたいと思っています。

(元木委員)

18ページにある市民大学受講後アンケートの中身について、もう少し詳しく教えてください。前向きな意見が多かったのか、それとも、改善したほうがよかったのかというところを教えてください。

(生涯学習課長)

このアンケートの結果を見ますと、講座に出て、人と触れ合う機会、学ぶ機会があつてよかったという声があります。また、一方で、市民大学というと、大学の授業レベルのものを講師の先生にお願いしているんですけども、少しちょっと難しかったというような声もいただいているところがございます。

(荒川委員)

私も市民大学事業の中で、市民大学学習手帳が28年から開始され、ポイント制度が何か結構皆さんの学びにつながっているようで、いいアイデアだと思いました。聴講された方の21ページのご意見の中に、ポイントサービスの向上について書かれているんですけども、そのポイント制度ですね、そういったものが、

皆さんがよりやる気につながるような形の向上性についてのご意見もありますので、そういった受講されている方のご意見を聞きながら、もうちょっと工夫されると、より皆さんのやる気にもつながるのかなというふうに思いました。

(生涯学習課長)

ポイントにつきましても、今、アドバイスいただいたこと、財団に前向きに取り組むよう伝えたいと思います。

(元木委員)

令和2年度の受託教育事業についてです。

プログラミング教室等を行われているとの記載がありますが、現状、再開するめどはありますか。おそらく、今は中止というか、お休み中だと思います。

(教育指導課長)

令和2年度の受託教育事業のプログラミング体験教室についてなんですが、規模を縮小して10名定員、そこをさらに7名定員にして開催する予定になっております。

(生涯学習課長)

今、規模を縮小してというお話を説明させていただいたんですけども、施設の利用に関して、定員の半数以下でご利用いただくことに今なっておりまして、このプログラミング教室のお部屋が20名定員でしたので、10名以下で授業を行うということで、今年度は行っていきたくと思っています。

(新倉教育長)

今のは、別に市の方針として、各受託事業を使って開催する事業の定員を減らして、いわゆる密にならないようにという指導があつてやっているということではよろしいですか。

(生涯学習課長)

おっしゃるとおりです。

(新倉教育長)

そういう意味で私から、受託文化事業というのをやっていらっしゃると思うんですが、資料だと58ページになりますが、市からの受託事業は、今年度についてはどうなるか分かりませんが、ほとんどが今、事業中止の状況になっています。

これが直接的に、やはり経営といったらおかしいんですけども、財団の運営には貸し館以外にも事業があり、財団が自主的に行う事業や財団自身が受託をして開催している事業は、ほとんど今できていないということをここで読み取っておいていいですか。

(生涯学習課長)

おっしゃるとおりです。

(元木委員)

62ページ、63ページの令和2年度の収支予算書についてですが、こちらはコロナの影響は含まれていない状態での予算になっていると考えてよろしいでしょうか。

(生涯学習課長)

おっしゃるとおりです。

(元木委員)

その場合、この中で、これからさらに減収が見込まれるというところがあると思いますが、どの項目が減る形になりますか。

(生涯学習課長)

62ページの事業収益の中の4つ目、貸館利用料収益が減収が見込まれます。また、前期の市民大学の事業が8割方できておりませんので、その下の市民大学事業の収益も、減収が見込まれます。

加えて申しますと、下の経常費用の事業費の下から6番目、諸謝金というところには、講師の謝礼がここに計上されておりますので、この部分は残ることが見込まれます。

### 報告事項(3)『損害賠償調停について』

(学校管理課長)

『損害賠償調停について』、ご報告させていただきます。

令和2年7月2日、本市に対する損害賠償調停が横須賀簡易裁判所に申し立てられ、同年7月21日に調停期日呼出状を受領いたしました。

原因となりました事故の概要及び申立ての趣旨と請求内容について、報告い

たします。

まず、事故の概要でございます。

平成31年3月1日金曜日、午後7時ごろ、市立中学校において、体育館の学校開放時間中に使用団体の男性、当時81歳の方が、体育館1階の倉庫から学校の脚立を持ち出し、体育館2階回廊でその脚立に乗ったまま転倒しました。目撃者はなく、大きな音がしたことで、使用団体の児童が気づき、職員室に知らせました。学校に残っていた学校職員が状況を確認し、救急車を要請して病院へ搬送いたしました。同3日日曜日の朝、亡くなられました。なお、亡くなられた方は、当該学校の学校評議員及び校内巡視員をされていらっしゃる方でございます。

申立ての趣旨でございます。

事故発生時刻は、校内巡視員の活動終了後でしたが、申立人は校内巡視員の活動中の事故であるとし、学校の管理者である横須賀市を相手として、調停を申し立てました。

調停の申立人は、故人の親族ということになります。

調停の相手方は横須賀市、送達先として、横須賀市教育委員会ということになります。

申立人の請求内容は、慰謝料、弁護士等費用の請求でございます。

以上です。

(澤田委員)

校内巡視員の方の業務内容、業務範囲について教えていただければと思います。

(学校管理課長)

校内巡視員の業務につきましては、主に、夕方の中学校の部活動終了以降になりますが、学校の施錠です。窓や、それから施錠すべき教室の鍵の確認、これが主なお仕事というか、活動いただいている内容になります。

(澤田委員)

そうしますと、業務として窓を閉めようとされていたのでしょうか。この時間は、業務が終わった後のお話ということなののでしょうか。

(学校管理課長)

巡視員につきましては、ボランティア活動をしていただく時間を決めさせていただいております。夏の期間、4月から9月までの間は、夕方の4時半から7時まで、冬場につきましては、4時半から6時までということになっております。

す。したがって、この事故がありました3月1日は、冬の時期に当たりますので、夕方の6時までその確認の作業をお願いしているところです。

(元木委員)

活動中の事故かどうかというところも関係すると思いますが、その校内巡視員という方は、各学校にどのぐらいの人数がいらっしゃいますか。

(学校管理課長)

校内巡視員の方の配置状況でございますけれども、市内の中学校23校ございますが、配置されている学校が16校になります。7校につきましては、いらっしゃいません。こちらについては、必須の設置ではございませんで、全員の方、ご協力いただける方がいる場合において、お願いしているということになります。また、学校によっては、複数名の方をお願いしていて、順番で1日に対して、ボランティア活動をやっていただくのは1名でございますけれども、複数名の巡視員の方がいらっしゃる学校もありまして、市内で今お願いしている方が、総勢で22名いらっしゃいます。

(川邊委員)

この方、81歳ということなんですけれども、読みますと、体育館の1階の倉庫から2階の回廊まで脚立を持って歩くということで、かなり労働が大変だと思うんですけれども、なおかつ、脚立に上がるということで、巡視員というのは、何歳ぐらいの方がやっていたらいいのでしょうか。

(学校管理課長)

ほとんど毎日のように夕方学校に来ていただけるという時間帯の関係もあるかと思うんですけれども、主には60歳を過ぎた方、具体的には、今現在活動していただいている方だと、一番高齢の方が80歳で、主には60代後半から70歳代の方がほとんどでございます。

(荒川委員)

先ほどこの学校巡視員の方がいらっしゃらない学校が、7校ほどあるということなんですけれども、となりますと、その学校は、教職員の方々が、戸締まりとか放課後の施錠とかはやられているということでよろしいんですか。

(学校管理課長)

はい、そういうことになります。

(元木委員)

学校開放時間が終わった後のことという話ですが、学校開放を利用するのは団体が多いのでしょうか。それとも、個人で借りている方が多いのでしょうか。また、そのときに、例えば、けが等をした場合、どのような補償になっているか教えていただければと思います。

(学校管理課長)

学校開放の団体か個人かという部分につきましては、詳細はちょっと承知しておりませんが、学校開放を利用されるそれぞれの学校施設で集まりがあって、その中でスケジュールの調整をされているというふうに聞いています。主に団体という組織としてなっているものは、サークルとして活動されている方が多いと思っています。

それから、保険の関係につきましては、これも活動の中でスポーツ保険ですとかというものの加入は進めていると聞いておりますけれども、それを加入している方々のみが使用できるわけではなく、確認は、取っていないというふうに聞いています。

(新倉教育長)

当該案件につきましては、まだこれから調停が始まるというところであり、また、個人情報、裁判所の関係にありますので、詳細な事件内容をお話しすることは多分できないと思いますので、内容等が分かり次第、またすぐにご報告をさせていただきますと思います。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第1から日程第4は議会提案案件及び人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和2年8月20日(木) 午前10時49分

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡